

**平成29年二級建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等**

1. 合否判定基準

二級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成29年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「家族のライフステージの変化に対応できる三世代住宅〔木造2階建て〕」
採点のポイント	<p>(1) 設計課題の特色に応じた計画</p> <p style="margin-left: 20px;">①居間、食事室の計画</p> <p style="margin-left: 20px;">②ライフステージの変化に対応できる計画</p> <p>(2) 計画一般（敷地の有効利用、配置計画、動線計画、設備計画、各室の計画等）</p> <p>(3) 構造に対する理解</p> <p>(4) 断面構成に関する知識</p> <p>(5) 要求図書の表現</p> <p>(6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合</p> <p style="margin-left: 20px;">①木造2階建てでないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">②要求図書のうち図面が1面以上未完成</p> <p style="margin-left: 20px;">③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合等）</p> <p style="margin-left: 20px;">④延べ面積条件が、「170㎡以上、210㎡以下」に適合していないもの</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤要求室のうち、次のいずれかの室が欠落又は設置階が違っているもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 40px;"> <p>1階：玄関、居間・食事室・台所(これら3室を1室又は2室にまとめてもよい)、 祖父母室、多目的室</p> <p>2階：夫婦寝室、子ども室</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">⑥著しく非常識な計画（階段の欠落等）</p>
採点結果の区分	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">※「知識及び技能」とは、二級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p style="margin-left: 20px;">ランクⅠ：53.2%、ランクⅡ：15.1%、ランクⅢ：25.4%、ランクⅣ：6.3%</p>
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。